

## 契約条項 P-7393\_210118

甲は、「複合機環境設定サービス バックアップ環境設定」(以下本サービスという)を、以下の条項にもとづき乙に依頼するものとします。

### 1. 複合機環境設定サービス バックアップ環境設定

(1) 乙は、設定作業依頼書にもとづき次の作業を実施します。

- ① 複合機設定情報の自動バックアップ環境設定
- ② 複合機設定情報の手動バックアップ環境設定
- ③ 追加型アプリケーション設定情報のバックアップ
- ④ 動作確認/簡易操作説明

### 2. 「リストア代行」オプション

(1) 甲が指定したバックアップファイル(設定バックアップ・追加型アプリケーション)を複合機にリストアするオプション(以下リストア代行という)を追加する場合、リストア代行する回数は、注文書に記載するとおりとします。

(2) リストア代行の作業内容は、次のとおりとします。

- ① 甲が使用する機械装置の障害により当該機械装置の補助記憶装置に保持されていたデータが使用不能となった場合にバックアップ媒体を用いて行うデータの修復作業を乙が甲に代わって実施します。
- ② 甲が保有するバックアップ媒体に格納されているデータの範囲で、甲乙で合意した手順にもとづきリストアを実施します。
- ③ リストア代行を乙に依頼するにあたり、機器またはソフトウェア所定のバックアップ手順にもとづきデータのバックアップを行った媒体を乙の技術者に提供するものとします。
- ④ リストア代行には、リストアしたデータの妥当性検証を含まないものとします。

3. 本項は、前二項に共通して適用するものとします。

(1) 甲は、乙の作業完了後すみやかに設定内容を確認し、「終了承認証」を乙に提出するものとします。

(2) 前号の「終了承認証」の交付をもって、本サービスは完了するものとします。

(3) 乙の責によらず乙が本サービスに着手できない場合、乙は本サービスの履行義務を負わず、甲は乙に対して本サービスの料金を支払うものとします。

(4) 甲は、本サービスを乙に依頼するにあたり、乙の作業着手前までに機械装置に格納されているコンピューター・プログラムおよびデータ等を保護するためバックアップ等の適切な防御措置を甲の費用と責任で実施するものとします。

(5) 本サービス完了後、甲が機械装置またはソフトウェアの設定を変更した結果(OS 供給元の起因に基づく動作不良等を含む)については、乙はいかなる責任も負わないものとします。

(6) 本サービスの実施に起因する甲のコンピューター・プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。

(7) 本サービスの実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、サービスの対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。ただし、甲が第4項の防御措置を実施しなかったことによる損害について、乙は一切の責めを負わないものとします。

(8) 前三号の定めは、本サービス完了後も有効に存続するものとします。

以上